

ハローワークだより

10月号 2014. 10. 1日発行

月 報 は さ ま

迫 公 共 職 業 安 定 所

登米市迫町佐沼字内町42-10

TEL 0220-22-8609 FAX 0220-22-9579

10月は「高年齢者雇用支援月間」です

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が、平成25年4月1日から改正されています。改正されたポイントは、下記のとおりです。

改正されたポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
 - 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
 - 3 業務違反の企業に対する公表規定の導入
 - 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定
- * 指針については、別紙を参照。

【高年齢者雇用確保措置とは】 高年齢者雇用安定法第9条

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置を講じなければなりません。

- ① 定年の引上げ ② 継続雇用制度の導入 ③ 定年制の廃止

職業紹介関係取扱状況 [8月内容]

	6月	7月	8月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
新規求職者数	462人	446人	443人	▲ 0.7	0.5
有効求職者数	1,893人	1,826人	1,722人	▲ 5.7	▲ 10.0
新規求人数	499人	636人	566人	▲ 11.0	▲ 28.3
月間有効求人数	1,299人	1,446人	1,499人	3.7	▲ 14.3
有効求人倍率	0.69倍	0.79倍	0.87倍	0.08 P	▲ 0.04 P
紹介件数	801件	761件	610件	▲ 19.8	▲ 10.0
就職件数	234件	251件	195件	▲ 22.3	▲ 15.6
基本手当受給者実人員	404人	390人	367人	▲ 5.9	▲ 31.3
基本手当支給額	41,469千円	48,768千円	37,651千円	▲ 22.8	▲ 42.4

— 窓口の動き —

新規求職者数は前月比で 0.7%減少したが、前年同月比では 0.5%増加した。有効求職者数は前月比で 5.7%、前年同月比で 10.0%減少した。

新規求人数は前月比で 11.0%、前年同月比で 28.3%減少した。月間有効求人数は前月比で 3.7%増加したが、前年同月比では 14.3%減少した。

有効求人倍率は 0.87 倍で、前月比で 0.08 ポイント増加したが、前年同月比で 0.04 ポイント減少した。また、宮城県は 1.24 倍、全国は 1.10 倍となっている。

雇用保険受給者実人員は、前月比で 5.9%、前年同月比で 31.3%減少した。

求人・求職・求人倍率の推移

(求人倍率: 求職者一人に対し、求人数がどのくらいあるかを表す)

